

換価の猶予申請(100万円以下)で資産売れ!

民商ニュース

2019年

7月22日号

新津民主商工会

新潟市秋葉区岡田九四

TEL (0250) 231-1353

FAX (0250) 231-5544

新津税務署に抗議

Aさんは譲渡申告で非課税と思いでいたところ、所得税約65万円が課税されることがわかり、5月29日に新津税務署に「換価の猶予」の申請に行きました。徴収担当職員は「収入で得た金はどこに使ったのか? 通帳見せろ、借入れや年金担保で納めてほしい」などと言いました。

Aさんは、生活状況などを話し「非課税だと思っていたので、収入は借入金返済などに使った、高齢なので借入れはしたくない、年金を担保にすると生活していけない、税金を何とかして納めたいので換価の猶予を認めしてほしい」と説明をしました。すると職員は「資産を売却したら」と暴言と受け止められる対応で、申請を受理しませんでした。

6月4日、Aさんは民商役員らと新津税務署に申し入れに行きました。

Aさんは、「何とか納めようとして申請をしたのに、受付窓口横のテーブルで、後ろに数人の市民が待っているところで、借入しろ、資産売れと言われ、とても恥ずかしい思いをした、人を見てものを言っているのではないか」、同席した役員は「100万円以下

下の換価の猶予申請は無担保のはず、借入しろ、資産を売れば、その制度を使えないようにしているのではないかと抗議しました。

総務課長は「Aさんが精神的な負担となるような気持ちにさせたことにお詫びします」と話しました。

Aさんは、「換価の猶予を希望通りに認めてほしい、徴収担当の職員も変えてほしい」と要望。

総務課長と統括国税徴収官は、「担当職員も変えます。あらためて換価の猶予の申請をしてください」と答えました。

その後、6月10日に換価の猶予を申請して、6月26日付で換価の猶予を承認する通知が届きました。

のぶちゃん⑥

号外を「回して」ください



号外をみなさんに回してください!

は〜い

クルクル



何をしているんだ! 私たちにも、号外を早く回してよ!

「配れ」と言ってねーぞ、「回せ」と言っただろ!



早く回せないけどネ

換価の猶予

国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づいて差押財産の換価(売却)が猶予される制度です。

保全措置及び差押えの猶予(一部抜粋)

職権による換価の猶予をしようとする場合において、その猶予に係る国税について十分な保全措置がとられていないときは、その国税の徴収を確保するため、その国税の額に相当する担保の徴取又は財産の差押えをしなければならぬ。ただし、次のいずれかに該当する場合には、担保の徴取又は財産の差押えをすることなく換価の猶予をすることができ、差押えの猶予をすることができる。

イ 猶予に係る国税の額が100万円以下である場合

「猶予に係る国税の額が100万円以下である場合」の判定は、換価の猶予をしようとする時において、その猶予をしようとする国税以外に猶予の申請中の国税又は既に猶予をしている国税があるときは、これらの国税の額を含めて行う。

ロ 猶予の期間が3月以内である場合

新津夜の街オリエンテーリング

9月5日(木)集合場所「一楽」

開会式 18:40・スタート 18:50

チケット前売りのみ1人3,000円

※詳細は次号でお知らせします。

第65回新潟県母親大会

日時 9月22日(日)

会場 村上市ふれあいセンター

記念講演 香山リカさん(精神科医)